

新型コロナウイルス感染症の発生状況について

1 区の感染状況

令和4年9月26日から全国一律で発生届の限定化が行われ、4つの基準（下記）に該当する方のみが発生届出対象者となっている。

発生届出数は、令和4年第52週（12月26日から令和5年1月1日）の421人/週をピークに減少傾向が続いており、令和5年第9週（2月27日から3月5日）には、19人/週まで減少している。

3月6日現在、保健所では常勤職員と派遣職員の体制（フェーズ1）で対応している。

新基準による発生届出対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

図1. 令和4年度中野区新型コロナウイルス感染症の週毎の発生届出数推移
第9週（2月27日～3月5日）まで

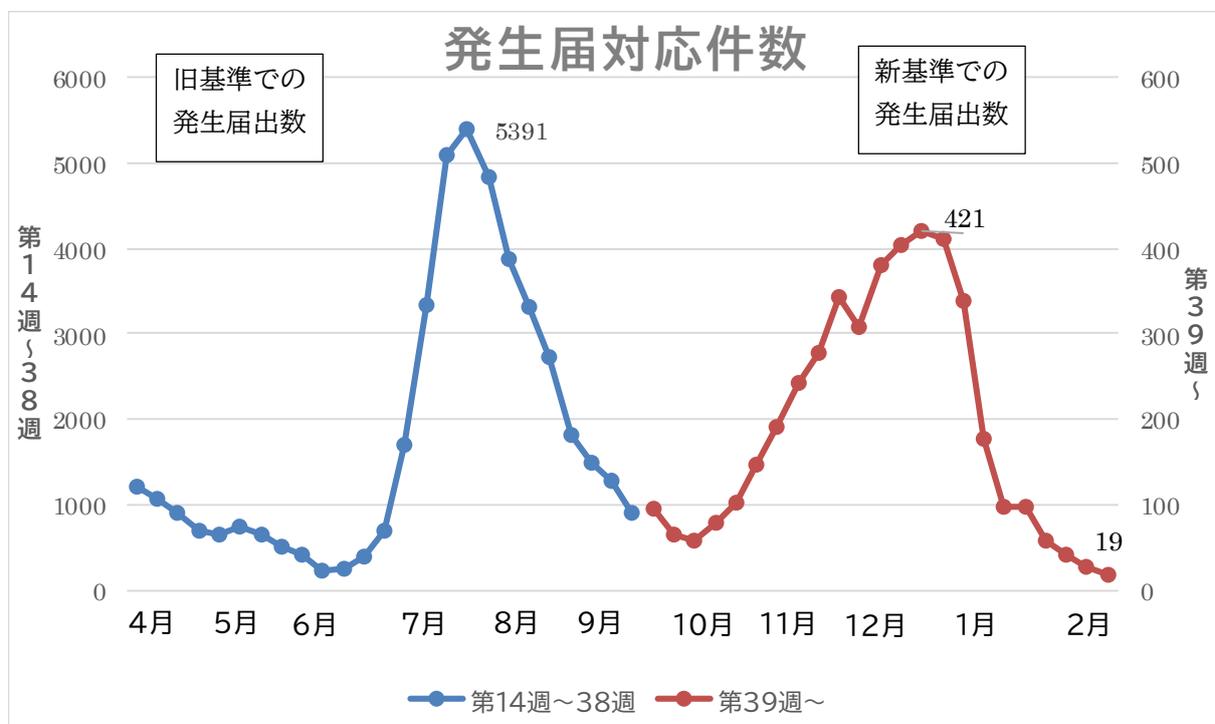
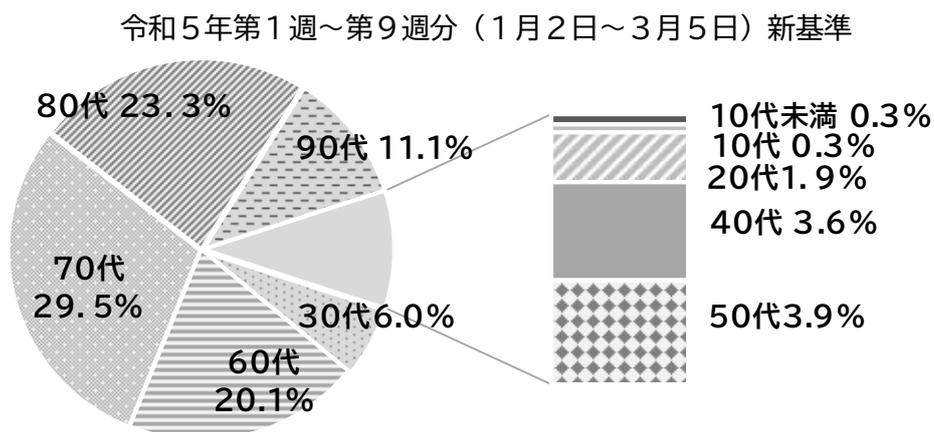


図2. 区内の発生届者の年代別割合



2 発生届者の療養状況の推移

中野区の発生届者の入院、宿泊療養、自宅療養別の内訳は表の通りである。

表. 中野区の発生届者の入院・宿泊療養・自宅療養別の内訳

時点	入院中	宿泊療養	自宅療養	発生届者数	療養終了 (累積)	死亡 (累積)
令和4年3月31日	186	13	1,487	1,686	32,550	99
4月30日	45	80	803	928	40,362	100
5月31日	32	57	606	695	43,443	101
6月30日	32	41	373	446	44,785	101
7月31日	41	8	9,615	9,664	62,811	105
8月31日	25	136	1,891	2,052	75,971	117
9月30日	16	1	123	140	81,305	122
10月31日	43	5	58	106	81,680	125
11月30日	149	13	159	321	82,441	127
12月31日	99	13	285	397	84,024	148
令和5年1月31日	23	2	56	81	85,362	159
2月28日	21	0	8	29	85,656	159

※ 令和5年2月28日現在

※ 令和4年9月26日以降は新基準による。

3 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」について

令和5年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、同日付で厚生科学審議会感染症部会が発出した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5月8日以降に2類相当から5類へ変更することを決定した。

この変更により、(1) 感染症法に基づく入院等の措置は終了、治療費等の公費負担の終了、(2) インフルエンザなど他の疾病と同様に幅広い医療機関で患

者が受診可能、(3)感染症法に基づく患者ごとの届出(発生届)は終了し、定点サーベイランスに移行することとされている。

- 4 マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)
- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、屋内では基本的にマスクの着用を推奨する取扱いを改め、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とし、各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行うとされた。

〈参考〉マスクの着用が効果的な場面

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクの高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時(当面の取扱い)
※概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染流行期に重症化リスクの高い者が混雑した(人と人との距離の確保ができない)場所に行く時